

債務不履行に基づく損害賠償における過失相殺の根拠と構造 — 英米損害賠償理論との比較を通じて —

研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏名	サイトウ コウ 齋藤 航
所属等	中央大学大学院法務研究科助教
プロフィール	東京大学法学部卒業。中央大学法科大学院修了。平成 28 年司法試験合格。平成 29 年より現職。専門は民法。現在の研究テーマは契約違反、特に違反が存在した場合の損害賠償請求に関し、債権者側の事情がその額や請求の可否に対して及ぼす影響についての日米比較。

1. 研究の概要

本研究は、民法 418 条に規定されている、債務不履行（主に契約違反）における損害賠償に対する過失相殺について、その制度的根拠を検討することを通じて、過失相殺の法的性質を明らかにするものである。

まず日本法において過失相殺の立法過程、および学説と判例の展開を分析し、現在の過失相殺制度において、その根拠がどのように認識されてきたのかを明らかにするとともに、その課題を指摘した。具体的には、過失相殺は従来、当事者の公平という根拠に基づき、損害を被った当事者の事由を広く斟酌して減額されてきた。しかし、これに対して根拠として曖昧であり、実質的に無限定に過失相殺がなされているという批判が存在した。

そのような問題意識に基づき、過失相殺は伝統的には不法行為分野において理論が形成されてきた。そして近年、不法行為における過失相殺の議論を参考にしつつ、当事者の合意が過失相殺の根拠となるとする見解がある。その観点から契約違反における判例を検討すると、たしかに合意による損害負担に基づいて過失相殺の適用が判断されている事案も存在した。

しかし他方、判例分析を通じて、当事者の合意に依拠せず、より客観的な視点から債権者の行為義務を認定し、その懈怠を理由として過失相殺を行っている場合も存在することを明らかにした。この、当事者の合意に依拠しない過失相殺はいかなる根拠で行われているのかということが、検討すべき課題である。

次に、その課題を検討するために、アメリカ法における過失相殺類似の法理について参照し、債権者側のどのような事実について、いかなる根拠で損害賠償額の減額事由としているかを検討した。その結果、アメリカ法においても、基本的には当事者の合意に依拠せず、社会的な観点から契約違反を受けた当事者に行為義務を課し、その懈怠を理由として損害賠償額を減額していることがわかった。具体的には、経済的効率性、すなわち損害の全体的な最小化を目的として、当事者が怠慢により損害を発生させることを防止するインセンティブを与えるために損害賠償額の減額をしているという見解が存在することが注目される。

これらを踏まえて、日本法においてあまり意識されていない、経済的効率性の観点を受け入れ可能かを検討した。そして、経済的効率性の根拠は、実は日本法においても合意に依拠しない過失相殺を判断するにあたって、すでに一定程度機能していると思われることを示し、結論として、当事者に損害発生を抑制するためのインセンティブを与える制度として過失相殺を捉えるべきであるとした。この、経済的効率性の視点から損害抑制のインセンティブを与える制度として過失相殺を意識することで、無限定な過失相殺を防止することが可能なのではな

いかと考えられる。

2. 研究の動機、目的

研究の動機としては、法科大学院時代に研修で訪れたメルボルン大学ロースクールの研修プログラムにおいて、英米法の損害賠償制度をはじめとする、契約違反に対する救済制度の日本法の違いについて興味を抱いたことが端緒である。

そのなかで、損害賠償制度を法と経済学的な観点から考える方法に興味を抱き、それを日本法に反映させることはできないかと考えた。そこで、日本法において、かねてからその制度的な曖昧さが指摘されてきた過失相殺について、法と経済学的な観点からの明確化を行うことで、当事者が契約違反に際してとるべき行為の指針を示し、損害賠償に対する予見可能性を高めることに繋がるのではないかと考えている。その結果として、本研究が安定した取引経済活動を促す一助となることを目指している。

3. 研究の結果

昨年度における研究は、主に日本法の部分の執筆と、アメリカ法の理解分析にあてることができた。日本法の部分については、その分析の対象を過失相殺の立法過程、学説の展開、そして判例の展開に分け、学説の見解にしたがって判例を分析した結果、現状の日本法の課題を指摘するという形で進めた。これをまとめた研究成果として現在、拙稿「契約違反における過失相殺の法的性質(1)～(3)」中央ロー・ジャーナル15巻3号85頁(2018年)、同4号43頁、同16巻1号71頁(2019年)が刊行されている。

続いて、アメリカ法における過失相殺類似の法理について検討しており、これは現在経過中である。具体的には、結果回避可能性と比較過失という法理について、その法理の概要、根拠、具体的な事案を検討し、日本法との比較を行っている。このアメリカ法の検討部分と、比較法的検討の結果については現在執筆中であり、近々同誌に掲載される予定である。

4. これからの展望

本研究では、アメリカ法を中心とする英米法における、損害賠償額減額法理について検討することを通じて日本法の過失相殺を検討した。この過失相殺は立法的には明治時代のフランス法を参考にし、ドイツ法の影響も受けながら発展してきたものである。今後は、それらの国々における過失相殺制度が現在どうなっているのかを検討することを目指したい。

また過失相殺は不法行為についても存在し、むしろそちらの研究が日本では中心となってきたが、本研究が対象とした契約における過失相殺が、不法行為における過失相殺の議論に何らかの影響を与えるかも検討したい。

5. 社会に対するメッセージ

民法は普段の生活で意識されることはあまりないかもしれませんが、取引関係を規律する最も基本的な法律であり、社会生活に深くかかわっています。

今回の私の研究も、買った物に問題があった、医者に治療してもらったがミスがあった、仕事中にミスをして自分が怪我をしてしまったといった事案で、損害賠償額はどうなるのか、契約違反をされた側はどのような行動をとってれば良いのかという問題を扱っています。

そのような基本的な事案についても、意外なことに、どういう事実があれば賠償額がどのくらい減額されるのかというルールがはっきりと決まっているわけではなく、裁判官が事案ごとに、過去の同種の事案を参考にしつつ判断していることが多いです。

契約違反はないのが一番ですが、違反をされたからには適切な補償を受けたいと思うのは当然のことです。そこで、自分が思いもよらない理由で賠償額を減額されては、安心して契約を結べません。仮に減額をされるにしても、その理由は結果論的に判断されるのではなく、明確な根拠に基づいてほしい。私の研究は、そのような問題を解決したいという目的で行いました。この研究によって、私自身、日本における過失相殺、そして英米法における損害賠償制度について、とても詳しく知ることができました。その資料となる書籍にはとても高額なものもあり、支援金には本当に助けていただきました。ありがとうございます。